

議案第 号

宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例

宝塚市副市長定数条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

「1人」を「2人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市副市長定数条例(昭和46年条例第29号)新旧対照表

現行	改正案
宝塚市副市長の定数は、 <u>1人</u> とする。	宝塚市副市長の定数は、 <u>2人以内</u> とする。